

病児・病後児保育受け入れ基準

《病児・病後児保育を利用できない病状・症状》

- ① 伝染性疾患(他児に感染する恐れの高いものの急性期)
麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・流行性角結膜炎
ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎など
- ② 38.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている場合
- ③ 嘔吐・下痢がひどい場合
- ④ 脱水症状の兆候がある場合
- ⑤ 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない等
- ⑥ 咳や喘鳴(ゼーゼー)がひどく、呼吸が苦しい状態
- ⑦ 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりができない状態
- ⑧ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
- ⑨ てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態
(前回のけいれん発作から 48 時間以上経過していない)
- ⑩ 入院等の措置が必要と考える状態

利用中の注意

◇病状によってはお迎えを依頼する場合があります

◎解熱鎮痛剤について

希望にて解熱剤をお預かり致します。(その都度処方されたものに限りです。以前処方されたお薬や市販のものはお預かりできません)

医師の指示通りの体温到達時点で保護者に解熱剤の使用の連絡をいれさせていただきます。お薬の効果がみられ始める30分から1時間経過後、体温の下降が見られず38.5℃以上ある時は再度連絡しお迎えを要請させていただきます。

病児・病後児保育室は病院ではありません。病状によって、医療機関への受診が必要と考えられる場合などは、保護者に仕事を早退して迎えにきてほしい旨の連絡が入る場合があります。

救急車の出動を要請しなければならない事態になっても、病児・病後児保育室では救急車の同乗できません。そのような事態に至る前の段階で連絡が入ります。

保育室から連絡が入ったら、直ちに迎えにきていただくようお願いいたします。

◇仕事を休めないときに保育を利用できる便利な制度ですが、どんな病状でも利用できるというものではありません。正しく理解して上手に利用しましょう。

《各感染症と目安となる許可基準》

インフルエンザ	4日目から利用可
おたふくかぜ	症状が安定し頭痛や嘔吐がなければ利用可
麻疹	解熱後3日経過していれば利用可
風疹	発疹が消失していれば利用可
水痘	発熱の有無と医師の判断で利用可
百日咳	マクロライド系抗菌薬内服後5日経過していれば利用可
咽頭結膜熱	症状が安定していれば利用可
溶連菌感染症	抗菌薬内服を開始していれば利用可
ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎	下痢や嘔吐が治まり、水分摂取が可能であれば利用可
流行性角結膜炎	医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可
急性出血性結膜炎	医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可
マイコプラズマ感染症	抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可
手足口病	症状が安定していれば利用可
伝染性紅斑	症状が安定していれば利用可
ヘルパンギーナ	症状が安定していれば利用可
RSウイルス感染症	症状が安定していれば利用可
ヒトメタニューモウイルス感染症	症状が安定していれば利用可
帯状疱疹	利用可
突発性発疹	発熱などの症状が安定していれば可